

京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例（以下「条例」といいます。）第5条第2項の規定により下記の建築物の登録内容の変更をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき公告します。

その関係図書は、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

令和3年5月18日

京都市長 門川 大作

1 建築物の名称

祇園甲部歌舞練場

2 建築物の敷地

京都市東山区四条通大和大路東入祇園町南側570番2（一部）

3 建築物の概要

(1) 用途 劇場・学校

(2) 構造・規模 木造一部鉄筋コンクリート造，鉄骨鉄筋コンクリート造，  
鉄骨造

地上2階，地下1階建て

4 変更登録年月日及び番号

令和3年5月13日 第変1-017号

5 縦覧期間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで（ただし，正午から午後1時までを除く。）

（都市計画局建築指導部建築指導課）